

第5回教育委員会

令和2年3月31日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第35号

大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案

議案第35号

大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則案

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員の業務量の適切な管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 教育委員会は、教育職員が業務を行う時間（法第7条に規定する指針に定める在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則（平成29年大阪市教育委員会規則第23号）第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月において45時間

(2) 1年において360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月において100時間未満

(2) 1年において720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4

箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

- 3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

1 制定の理由

昨年 12 月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条において、文部科学大臣は、公立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとされている。

これを受け、令和 2 年 1 月 17 日付けで「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）が文部科学省から告示された。

指針第 4(1)において、教育委員会に対し「本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）を教育委員会規則等において定めること」が求められていることを踏まえ、上限方針を教育委員会規則として制定する。

2 主な内容

在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 原則

- ・ 1 箇月において 45 時間
- ・ 1 年において 360 時間

(2) 一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の例外

- ・ 1 箇月において 100 時間未満
- ・ 1 年において 720 時間
- ・ 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間
- ・ 1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

3 業務量の管理方法等

昨年 12 月に教育委員会議での議決を経て策定した「学校園における働き方改革推進プラン」を第 2 条第 3 項における「教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が別に定める。」ものとした上で、同プランに基づいて取り組むことにより教員の長時間勤務の解消を図ることとする。

4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日